

# 2016(平成28)年4月1日より 障害者差別解消法が施行されました

▶問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

ちょっとした気遣い、心遣い、声掛けなど、まずはできることから始めてみませんか？

障害のある人もない人も、みんながお互いの人格や個性を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向け、障害を理由とする差別を解消することを目的に制定されました。

**障害者差別解消法では、次のことが禁止されています**

不当な差別的取扱い…障害を理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること

合理的配慮の不提供…障害のある人が配慮を求めても、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行わないこと

## 12月3日から9日は、障害者週間です

障害者基本法において、障害や障がい者に対する国民の関心と理解を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

**ヘルプカードをご存じですか？  
「支援が必要な人」と「支援する人」を結ぶヘルプカード**

ヘルプカードは、障害のある人や病気などで支援を必要とする人が、周囲の配慮や支援をお願いしやすくなるためのカードです。カードには、支援してほしい内容が書かれています。書かれている内容に沿って支援をお願いします。

▶カードに関する問合せ

播磨町地域自立支援協議会 ☎079 (437) 3456  
福祉グループ ☎079 (435) 2361



## ★★ステップアップセミナー

【全3日間+交流会】

1日目 入門編  
2日目 体験セミナー①  
3日目 体験セミナー②

お申込みはクラウドソーシングフォームのQRコードから

〒720-0001 兵庫県加古川市加古川1-1-1 加古川市役所 3階 市民センター

〒720-0001 兵庫県加古川市加古川1-1-1 加古川市役所 3階 市民センター

〒720-0001 兵庫県加古川市加古川1-1-1 加古川市役所 3階 市民センター

※この事業は、加古川市・稲美町・播磨町の広域連携によるクラウドソーシングを活用した就労支援事業です。

- ▼対象 3日間の講座をすべて受講できる、自宅に作業可能なパソコンとインターネット環境がある方
- ▼定員 30人(申込者多数の場合は抽選)
- ※一時保育あり(定員10人、申込者多数の場合は抽選)
- ▼申込期間 12月22日(木)～1月5日(木)
- ※申し込み期間以外、受け付けできません。
- ▼申込方法 左記のURLからインターネットでのみ受け付けます
- https://pro.form-mailer.jp/fms/67588bd2106044

## クラウドソーシング活用セミナー

▶問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356



## 広がれ 心のバリアフリー

～ユニバーサル社会を目指して～ 連載③

町内在住 T.Eさん

「お母さん行ってくるよ!」「いってきます!」  
毎朝スクールバスにタタタッと軽やかに乗り込んでいく子どもたち。現在、東はりま支援学校に通う中学部1年生。男女の双子で、どちらも知的障害を伴う自閉症児です。

『自閉症』と書くこと閉じこもっておとなしいイメージですが、全く反対で、動き回ったり、大きな声をだしたり、手をパチパチ鳴らしたり、行動や考え方が普通の人とは違います。

生まれ育ったのは神戸市でしたが、小学校に入学するのを機に私の実家のある播磨町に転居してきました。子どもたちのことをご近所の方に理解してもらうにはどうしたらいいか?家族と悩み、考えました。こうしたらうかな?と、ちよっぴりおすました子どもたちの写真付きのチラシに『はじめまして』と子どもたちの特性を書き添え本人たちを連れて同じ隣保22軒の挨拶まわりをしました。

そうしたら、「そう、こういう子なんやね」「困ったことがあったらいつでも言ってね」と声を掛けてもらい、子どもたちに理解しやすいように、顔を近づけてゆっくり「おはよう」と声を掛けてくれるようになりました。最初から子どもたちの障害を隠さずオープンにしたことで地域の方も障害を理解しようと努力していただき私たちもとても住みやすくなりました。

あれから7年が経ち、子どもたちも地域の方に見守られ大きく成長し落ち着いてきました。私の願いは子どもたちが障害があっても住み慣れた地域で暮らしていけることです。今、社会で生きていくルールを学んでいます。これからもいっぱい助けていただきたいと思います。私たちが地域の方の力になれるよう日々すごしていくつもりです。

第3回は、子どもたちの障がいをオープンにしたお母さんの声を掲載しました。

地域の中では、障がいのある方と関わる機会がまだまだ多くはありません。そのため、お互いに関わり方を知らず、どうやって接すればよいかわからずに戸惑ったり、交流が上手にできなかったりすることも少なくありません。

Tさん家族は、お子さんの障がいをオープンにされました。そのことにより、地域の方々も子どもたちの「苦手さ」や特性を理解し、地域の一員として温かく見守ってくださっています。

お互いが地域に住む一員としての意識を持つことで、理解や配慮が生まれ「心のバリア」はなくなります。それが、誰もが住みやすいまちづくりの大きな一歩となるのだと思います。

ユニバーサル社会とは…

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

▶問合せ

福祉グループ ☎079 (435) 2361  
Eメール fukusi@town.harima.lg.jp

## ～兵庫県と県内のすべての市町からののお知らせです～ 個人住民税の特別徴収実施のご案内

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

兵庫県と県内すべての市町は平成30年度から、個人住民税の特別徴収を徹底します。  
従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう!

### 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員の方の給与から住民税(市町民税+県民税)を天引きし、従業員の方に代わって、市町に納入していただく制度です。

◆この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)の方に義務づけられています。

- ◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を実施しないことを選択できるものではありません。
- ◆従業員の方にとっては、①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与天引き(年12回払い)になるので1回あたりの納税額が少なく済む②直接金融機関に出向く手間がなくなる③納付忘れを防げる—といったメリットがあります。
- ◆従業員が常時10人未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ

